

平成30年3月29日

第86回 神戸市個人情報保護審議会

市営住宅の収入申告及び家賃決定事務に  
係る療育手帳情報及び介護保険認定情報の  
利用について

(住宅都市局)

神保高介護第 5585 号  
平成 30 年 3 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮詢

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記事項について貴会の意見を求める。

記

市営住宅の収入申告及び家賃決定  
事務に係る介護保険認定情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

市営住宅の収入申告及び家賃決定  
事務に係る介護保険認定情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【介護保険認定情報】

- ・住記個人番号
- ・認定申請日
- ・認定有効期間終了日
- ・主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度  
(自立, I , II a, II b, III a, III b, IV, M)

保障更第 672 号  
平成 30 年 3 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮詢

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記事項について貴会の意見を求めます。

記

市営住宅の収入申告及び家賃決定  
事務に係る療育手帳情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局障害福祉部障害者更生相談所

市営住宅の収入申告及び家賃決定  
事務に係る療育手帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関する)

【療育手帳情報】

- ・住記個人番号
- ・療育手帳情報（療育手帳判定（A,B1,B2））

神住管第 5211 号  
平成 30 年 3 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造

諮詢問

神戸市  
長之田

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記事項について貴会の意見を求めます。

記

市営住宅の収入申告及び家賃決定事務に係る  
住宅総合管理システムの情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：住宅都市局住宅部住宅管理課

市営住宅の収入申告及び家賃決定事務に係る  
住宅総合管理システムの情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当する項目

【療育手帳情報】

- ・住記個人番号
- ◎療育手帳情報 (療育手帳判定 (A,B1,B2))

【介護保険認定情報】

- ・住記個人番号
- ・介護保険申請日
- ・認定有効期間終了日
- ◎主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度  
(自立, I , II a, II b, III a, III b, IV, M)

【精神障害者保健福祉手帳情報】

- ・統合宛名番号
- ・漢字氏名
- ・カナ氏名
- ・住所
- ・生年月日
- ・有効期限日
- ◎精神障害者保健福祉手帳情報 (1 級, 2 級, 3 級)

## 市営住宅の収入申告及び家賃決定事務に係る 療育手帳情報及び介護保険認定情報の利用について

### 1. 趣旨

市営住宅の家賃は応能応益家賃制度により、全ての入居者には収入の申告義務が課せられており、収入に応じた家賃を決定している。収入申告をしない場合は、一般的に応能応益家賃よりも高い近傍同種家賃（近隣の民間賃貸住宅と同等の家賃）で決定している。

平成 29 年の第 7 次地方分権一括法における公営住宅法の改正により、認知症患者等については収入申告義務を免除し、職権調査により収入把握を行い、応能応益家賃で家賃決定ができるようになった。本市においても条例改正を行い、公営住宅、改良住宅及び都市再生住宅において、平成 30 年度から対応を行う。

なお、事務を正確かつ効率的に行うため、住宅総合管理システムにて、情報の処理を行うことを予定しており、データ連携についても、当該データを所管しているシステムと住宅総合管理システムをオンライン結合する事により行う。

#### 【収入申告免除対象者（公営住宅法施行規則第 8 条より）】

- (1)介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者
- (2)知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者
- (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者 ((2)に掲げる者を除く。)
- (4)上記に準ずる者

### 2. 概要

毎年、収入申告締切後、収入申告未提出世帯について、福祉部局に照会をかけ、免除対象者に該当するか否かを確認する。

収入申告免除対象者の要件は、具体的には、認知症については、介護保険の要介護度認定の基礎資料である主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅱランク以上）、知的障害者及び精神障害者については、各障害の手帳交付情報（全等級）である。

収入申告免除対象世帯については、さらに収入状況を把握の上、家賃の決定を行なう。

また、障害情報については、家賃決定において障害控除を適用するための情報として使用する。

### 3. 効果

収入の申告がない収入申告免除対象者について、職権で対象者の把握を行い、かつ職権調査により収入を把握することにより、収入に応じた適切な家賃を課す事となるため、高い近傍同種家賃を課すことによる未納継続による明け渡し請求を防止することができ、社

会的弱者の救済につながる。

また、家賃決定後の収入申告による家賃の見直しに伴う、減額処理や過誤納金還付処理の事務減等、システム連携を行い処理を自動化することにより、情報の機密性の向上や処理の正確性・迅速化が図れる。

#### 4. 実施時期

平成 30 年 3 月	個人情報保護審議会
平成 30 年 4 月	神戸市営住宅条例改正施行
	入居者への周知 (HP)
	システム改修・テスト
平成 30 年 10 月	システム連携開始
	収入申告及び家賃決定事務での利用開始

#### 5. 処理件数

約 2,700 世帯（推定）

※平成 29 年度 10 月末時点収入申告書未提出世帯数

#### 6. 個人情報の保護

市営住宅総合管理システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」に基づき、以下の通り厳格に対処しており、本件に関しても同様に対処する。

また、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき本システムに係る情報セキュリティ実施手順を定め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、機器の管理、端末機の操作管理、使用状況の管理、保安措置など適正かつ厳格に行う。システムの保守・運用については、契約に基づき、委託事業者にも上記の措置を徹底させる。

##### (1) システム上の保護

- ①システムを利用する端末機は、シンクライアント端末を使用したリモートデスクトップ (RDS) 方式で接続し、端末に情報が残らない仕組みとしている。また、システムへのログインには、IDカードとパスワードによる二要素認証を行うとともに、利用できる機能についても操作者毎に権限を限定する運用としている。
- ②端末機とサーバーは庁内基幹業務系ネットワーク及び専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスの感染を防止する。
- ③個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、サーバーで一括管理する。
- ④取得したログについて定期的に分析し、夜間及び休日の利用または過剰の利用が見

受けられる場合は、データ利用責任者に対して利用状況の報告を求める。

(2) 運用上の保護

- ①サーバーを管理している保管施設への入退室は関係職員のみに限定し、入退室の状況を記録する。
- ②端末機からシステムにログインするためのパスワードは定期的（3か月に1度）に変更するとともに、端末機の操作状況を記録する。
- ③帳票類の管理については、施錠できる保管庫等で管理するとともに、不要となった場合にはシュレッダー処理や焼却処分などの方法で確実かつ速やかに廃棄する。
- ④個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係者に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。